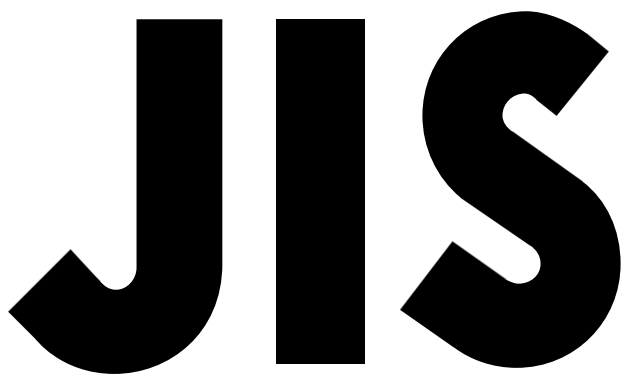




環境マネジメントシステムー 要求事項及び利用の手引

JIS Q 14001 : 2026
(ISO 14001 : 2026)
(JSA)

令和 8 年 8 月 20 日 改正

認定産業標準作成機関 作成・審議

(日本規格協会 発行)

一般財団法人日本規格協会 管理システム規格分野産業標準作成委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	勝 俣 宏 行	日本化学キューエイ株式会社
(委員)	石 嶋 和 彦	イオン株式会社
	齊 藤 俊太郎	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	福 井 祥 文	一般社団法人日本化学工業協会
	細 谷 恵	主婦連合会
	本 山 佳 奈	令和スキーム研究所
	山 本 悟 司	一般社団法人日本建設業連合会
	綿 貫 宏 樹	一般社団法人日本電機工業会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 8.10.20 改正：令和 8.8.20

担 当 部 署：経済産業省イノベーション・環境局 国際標準課

(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)

官 報 掲 載 日：令和 8.8.20

認定産業標準作成機関：一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-11-28 三田 Avanti)

審 議 委 員 会：管理システム規格分野産業標準作成委員会（委員長 勝俣 宏行）

この規格についての意見又は質問は、上記認定産業標準作成機関にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに見直しが行われ速やかに確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
0.1 背景	1
0.2 環境マネジメントシステムの狙い	1
0.3 成功のための要因	2
0.4 Plan-Do-Check-Act モデル	2
0.5 この規格の内容	3
1 適用範囲	4
2 引用規格	4
3 用語及び定義	4
3.1 組織及びリーダーシップに関する用語	5
3.2 計画策定に関する用語	6
3.3 支援及び運用に関する用語	8
3.4 パフォーマンス評価及び改善に関する用語	8
4 組織の状況	10
4.1 組織及びその状況の理解	10
4.2 利害関係者のニーズ及び期待の理解	10
4.3 環境マネジメントシステムの適用範囲の決定	10
4.4 環境マネジメントシステム	11
5 リーダーシップ	11
5.1 リーダーシップ及びコミットメント	11
5.2 環境方針	11
5.3 役割、責任及び権限	12
6 計画策定	12
6.1 リスク及び機会への取組	12
6.2 環境目標及びそれを達成するための計画策定	14
6.3 変更の計画策定	14
7 支援	15
7.1 資源	15
7.2 力量	15
7.3 認識	15
7.4 コミュニケーション	15
7.5 文書化した情報	16
8 運用	17
8.1 運用の計画策定及び管理	17
8.2 緊急事態への準備及び対応	18

	ページ
9 パフォーマンス評価	18
9.1 監視, 測定, 分析及び評価	18
9.2 内部監査	19
9.3 マネジメントレビュー	20
10 改善	21
10.1 継続的改善	21
10.2 不適合及び是正処置	21
附属書 A (参考) この規格の利用の手引	22
参考文献	41
用語索引 (五十音順)	42
用語索引 (アルファベット順)	43
解 説	44

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定に基づき、認定産業標準作成機関である一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準の案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS Q 14001:2025** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

環境マネジメントシステム— 要求事項及び利用の手引

Environmental management systems—Requirements with guidance for use

序文

この規格は、2026年に第4版として発行されたISO 14001を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本産業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

0.1 背景

将来の世代の人々が自らのニーズを満たす能力を損なうことなく、現在の世代のニーズを満たすために、環境、社会及び経済のバランスを実現することが不可欠であると考えられている。到達点としての持続可能な開発は、持続可能性のこの“三本柱”のバランスをとることによって達成される。

厳格化が進む法律、並びに汚染、資源の非効率的な使用、不適切な廃棄物管理、気候変動、生態系の劣化及び生物多様性の喪失による環境への負荷の増大に伴い、持続可能な開発、透明性及び説明責任に対する社会の期待は高まっている。環境を損なうことは、環境への影響だけでなく、財務上、社会上及び事業上の結果をもたらす得る。

これらの期待から、組織は、持続可能性の“環境の柱”に寄与することを目指して、環境マネジメントシステムを実施することによって環境マネジメントのための体系的なアプローチを採用するようになってきている。結果として、組織は、利害関係者のニーズ及び期待に応え、組織の順守義務を満たすためのより良い態勢を整えることが可能である。

0.2 環境マネジメントシステムの狙い

この規格は、社会経済的ニーズとバランスをとりながら、環境を保護し、変化する環境状態に対応するための枠組みを組織に提供する。この規格は、組織が、環境マネジメントシステムに関して設定する意図した成果を達成することを可能にする要求事項を規定している。

環境マネジメントのための体系的なアプローチは、次の事項によって、持続可能な開発に寄与することについて、長期的な成功を築き、選択肢を作り出すための情報を、トップマネジメントに提供する。

- 有害な環境影響を防止又は緩和することを通じて、環境を保護する。
- 組織に対する、環境状態から生じる潜在的で有害な影響を緩和する。
- 組織がその順守義務を満たすことを支援する。
- 環境パフォーマンスを向上させる。
- 有害な環境影響が意図せずにライフサイクル内の他の部分に移行するのを防ぐライフサイクルの視点